

京都市の普通会計財務書類
(平成25年度版)

平成27年4月
京都市行財政局

はじめに

本市では、平成12年度（平成11年度決算分）から、市の財政状況を分かりやすく説明する取組の一環として、国が示した基準（総務省方式）に従い、企業会計的手法を採り入れた「バランスシート」等の財務書類を作成・公表してきました。

平成21年度（平成20年度決算分）からは、「総務省方式改訂モデル」に準拠して、財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・公表しています。

また、本市では、平成22年度、平成23年度において、土地や建物等の時価評価を段階的に実施し、固定資産台帳の整備に取り組みました。

現在では、全国のほぼすべての自治体が財務書類の作成を行うようになりましたが、複数の方式（総務省方式改訂モデル、基準モデル、一部の自治体による独自方式）が併存し、固定資産台帳の整備の進展にも差があるなど、自治体間における比較分析が困難な状況となっています。

このような状況もあり、平成27年1月には、国により新しい基準（統一的な基準）が示されるとともに、全国の自治体に対して、平成29年度までに「統一的な基準」による財務書類を作成するよう、要請がなされました。

平成27年度には、「統一的な基準」に基づいた財務書類を作成するためのソフトウェアが国から提供される予定であり、本市においても、今後、その状況を踏まえて、できるだけ早期に「統一的な基準」による財務書類の作成を進めてまいります。

こうしたことから、この平成25年度決算に基づく財務書類は、本市が従前から作成している総務省方式改訂モデルにより作成しています。

なお、固定資産台帳の整備を終えて3箇年目となり、一定の経年比較が可能となったこと、今後作成する予定の「統一的な基準」による財務書類は、現在作成しているものとは継続性がなくなることから、現段階において可能な範囲で経年比較や他都市との比較も併せてお示しすることとしています。

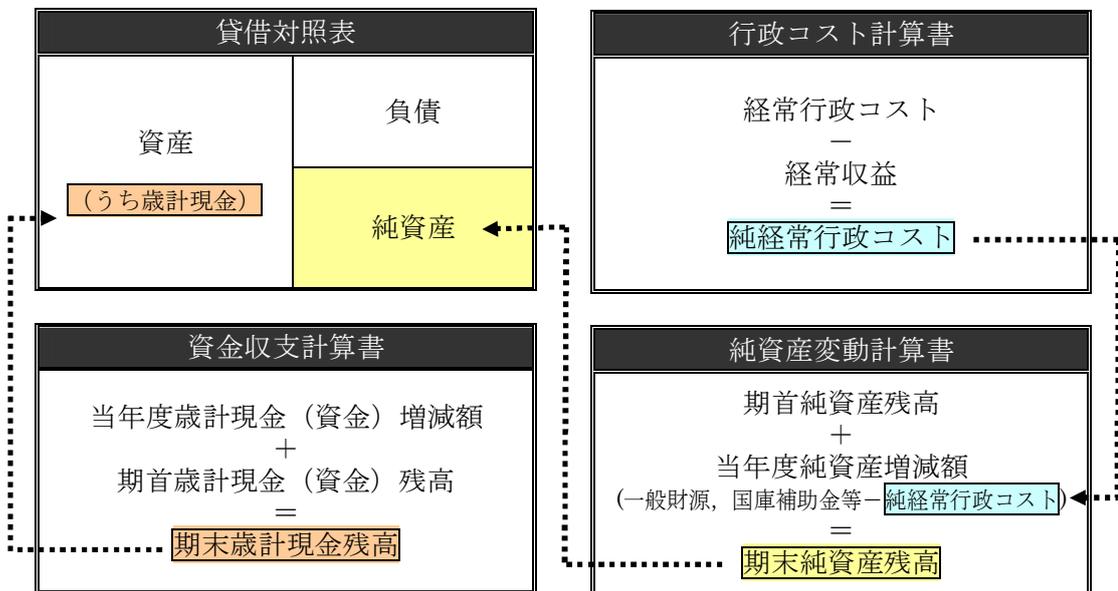
1 作成した財務書類

財務書類	説明
貸借対照表	会計年度末の資産保有状況と財源情報を表す財務書類
行政コスト計算書	一会計期間の資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常行政コストを表す財務書類
純資産変動計算書	一会計期間の純資産額の変動状況を表す財務書類
資金収支計算書	一会計期間の行政活動に伴う資金の流れを表す財務書類

※ 財務書類は、総務省方式改訂モデルにより作成しています。

※ 財務書類の作成基準日は平成26年3月31日です（ただし、出納整理期間中の出納は、基準日までに終了したものとして処理しています。）。

【財務書類の相関図】



2 対象会計

普通会計（次の会計をまとめたもの）

一般会計（観光施設事業等分を除く。）	市公債特別会計
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	雇用対策事業特別会計
土地取得特別会計	基金特別会計（公営事業会計分を除く。）

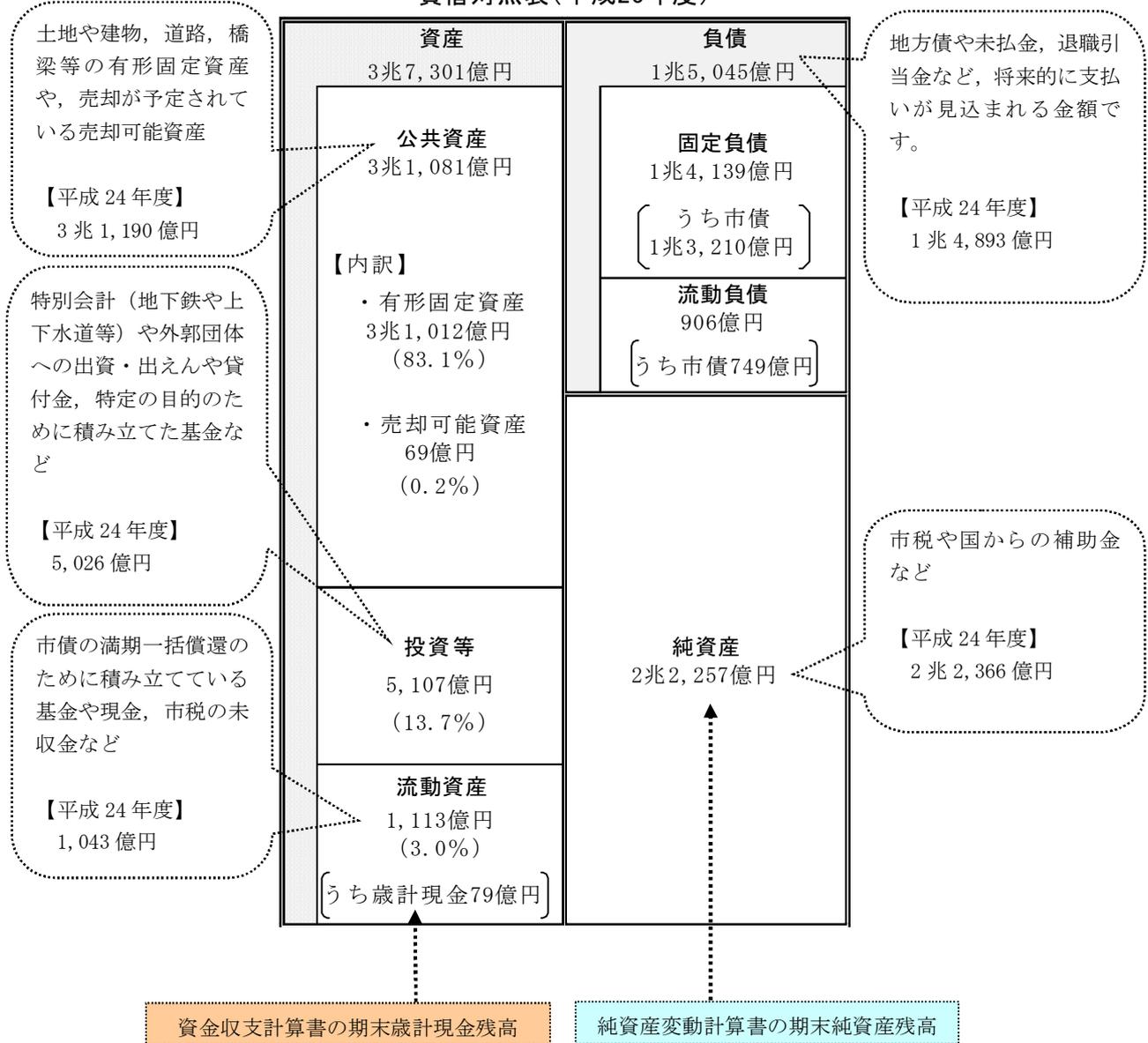
3 財務書類

(1) 貸借対照表

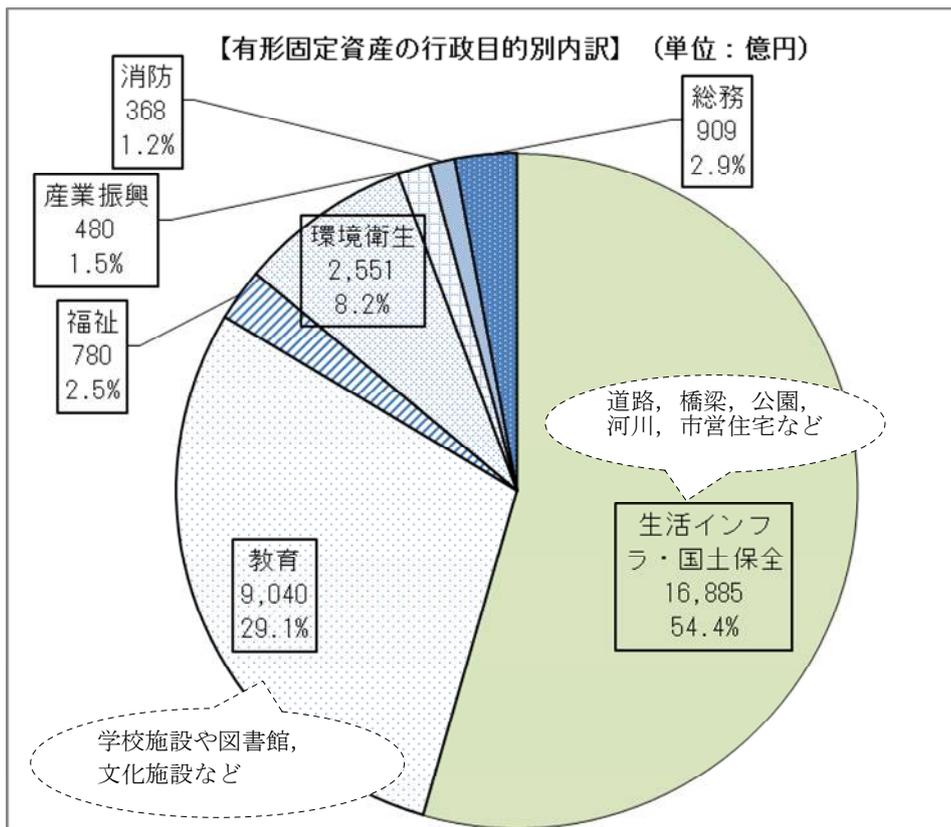
貸借対照表とは、会計年度末の保有財産（資産）を左側に、それらの資産の取得財源（負債及び純資産）を右側に記載した財務書類です。資産に対する負債の割合は「負債比率」と呼ばれ、形成された資産のうち、将来の世代が負担する割合を表しています。

（平成25年度の負債比率：40.3%）

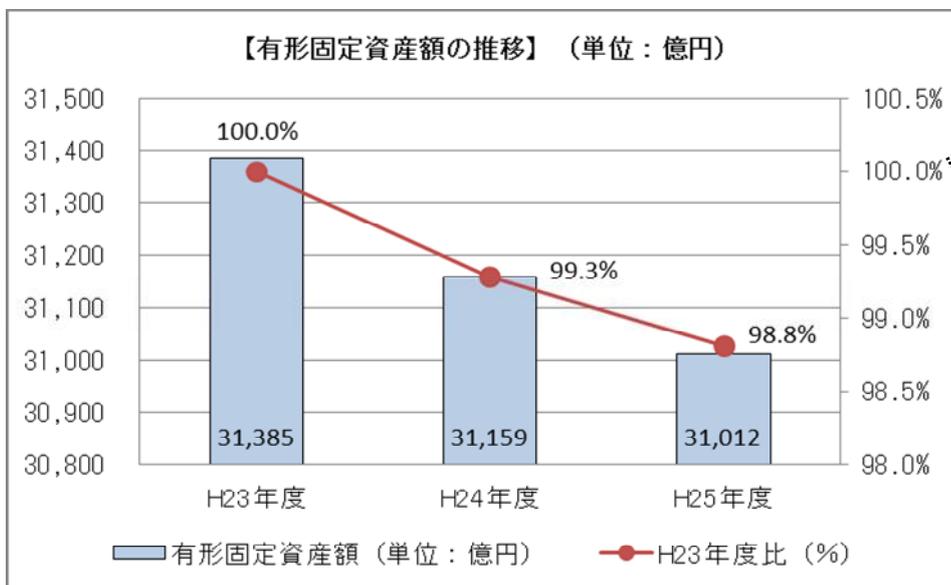
貸借対照表（平成25年度）



○ 資産について



「生活インフラ・国土保全」と「教育」の2項目を合わせると83.5%となり、本市の保有する有形固定資産の大半を占めていることが分かります。



過去3年間の有形固定資産額の推移を見ると、新しく取得（整備）される資産がある一方で、既存の資産の減価償却費（平成25年度：585億円）などにより、減少傾向にあります。

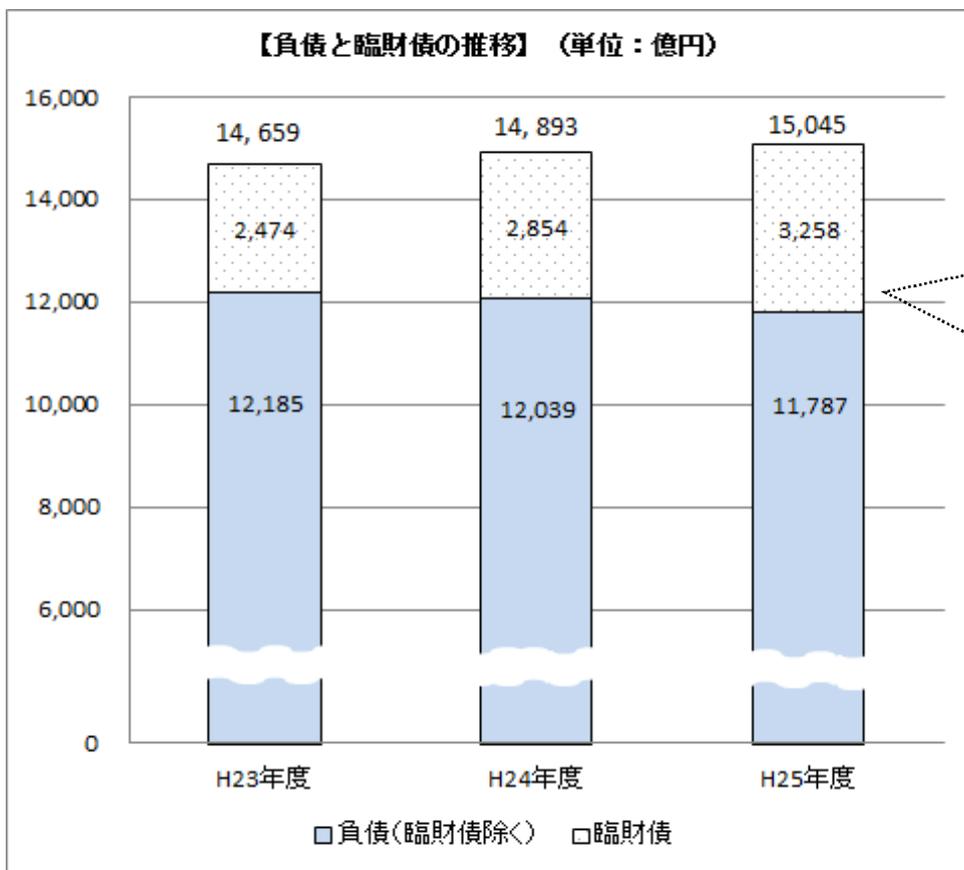
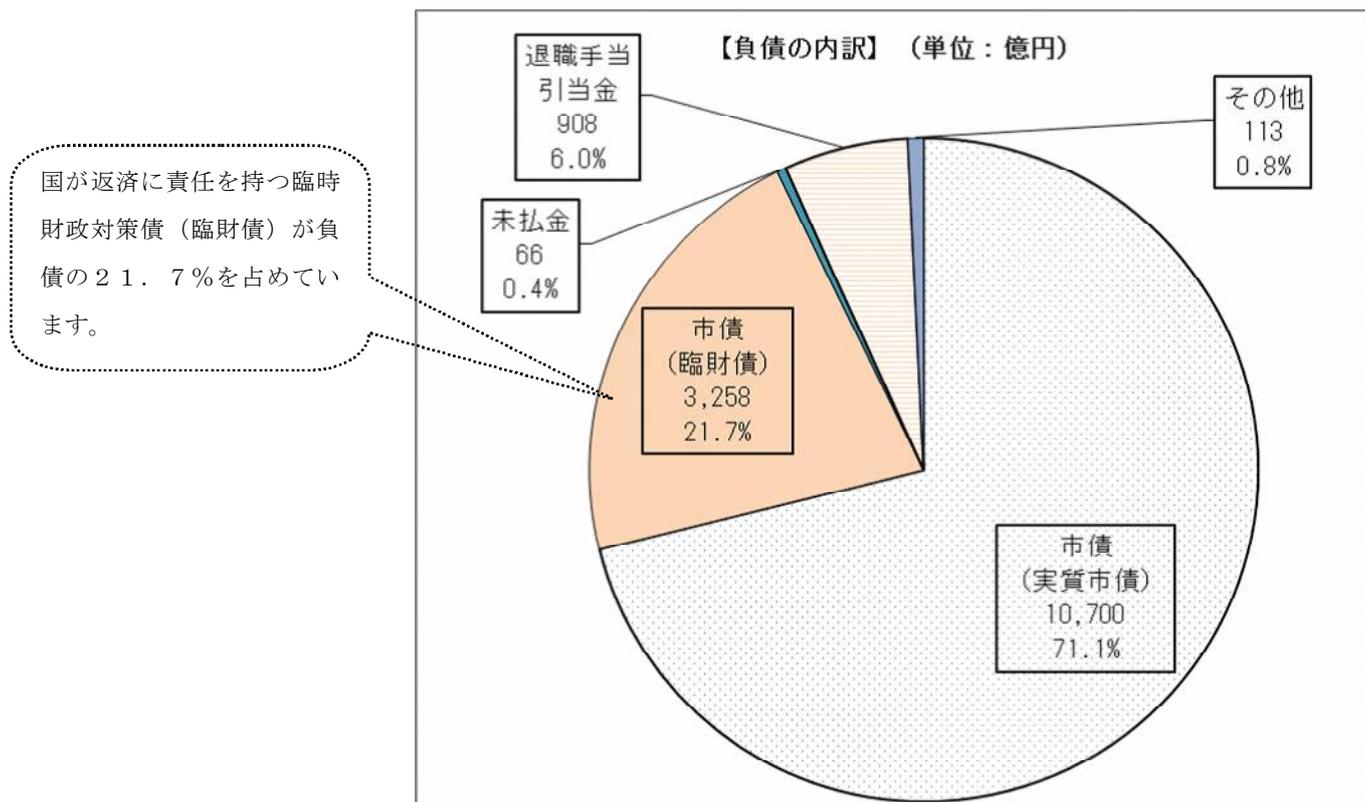
<減価償却とは？>

有形固定資産には、償却性資産と非償却性資産があります。

償却性資産とは、取得後、時間とともに価値が減少する資産（建物や機械など）です。償却性資産は、資産の種類ごとに耐用年数が決められており、その期間内に毎年均等に価値を減じていく「減価償却」という方法で資産として計上する価額を決定しています。

一方、非償却性資産とは、取得後、時間とともに価値が減少することのない資産（土地や絵画など）です。

○ 負債について



○ 市民一人当たりの貸借対照表

市民一人当たりの貸借対照表は、貸借対照表の資産、負債及び純資産を推計人口で除して算出しています。市民一人当たりの貸借対照表を用いることで、人口規模が異なる自治体間で、資産や負債、純資産の大きさを比較することができます。

市民一人当たりの貸借対照表(平成25年度)

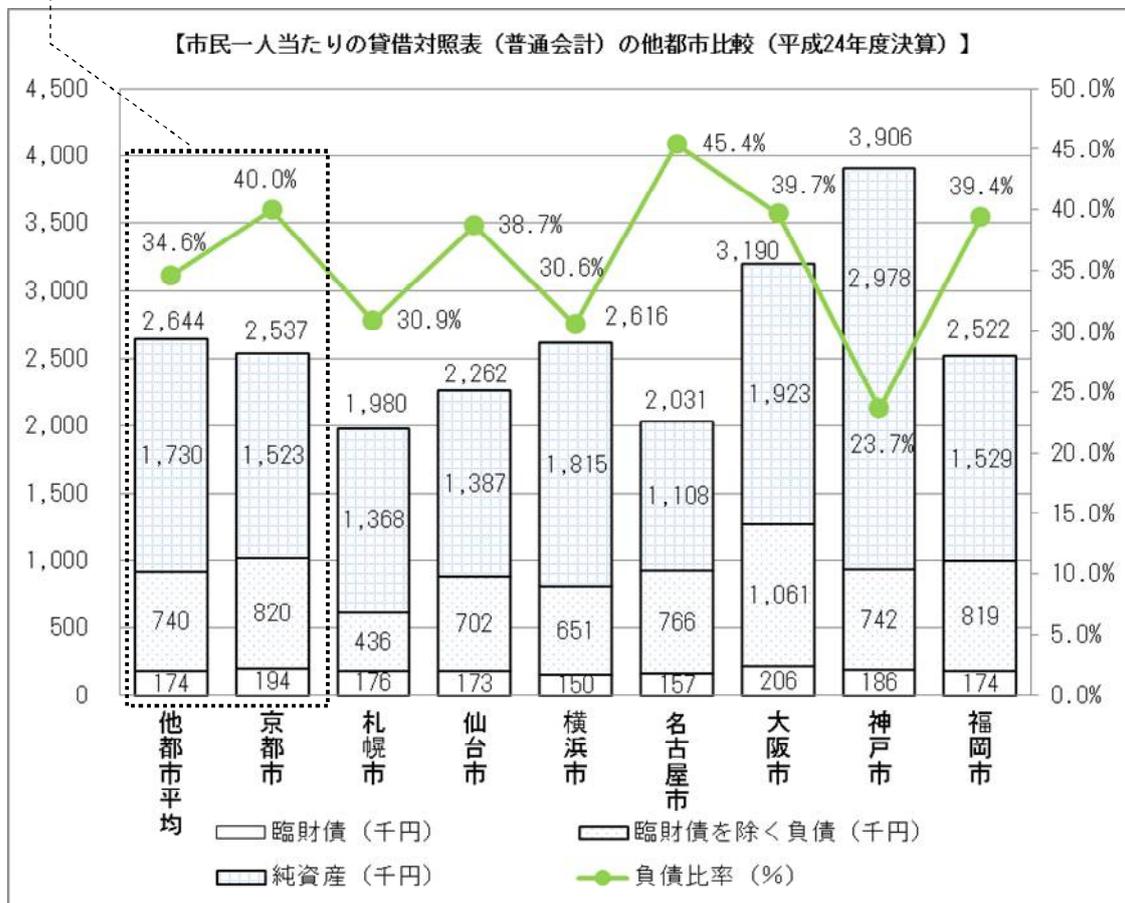
資産 2,542千円	負債 1,025千円
	臨財債 222千円
	純資産 1,517千円

(平成26年4月1日時点の京都市推計人口:1,467,219人を用いて算出)

ここでは、作成方式や人口規模を考慮し、本市と同じ「総務省方式改訂モデル」を採用している、人口100万人以上の政令指定都市で比較しています。

なお、現時点では、平成25年度決算に基づく財務書類を公表していない都市もあるため、平成24年度決算で比較しています。

本市の資産額は、他都市平均を下回っていますが、負債比率は他都市平均を上回っています。将来世代の負担割合が相対的に高いことが分かります。

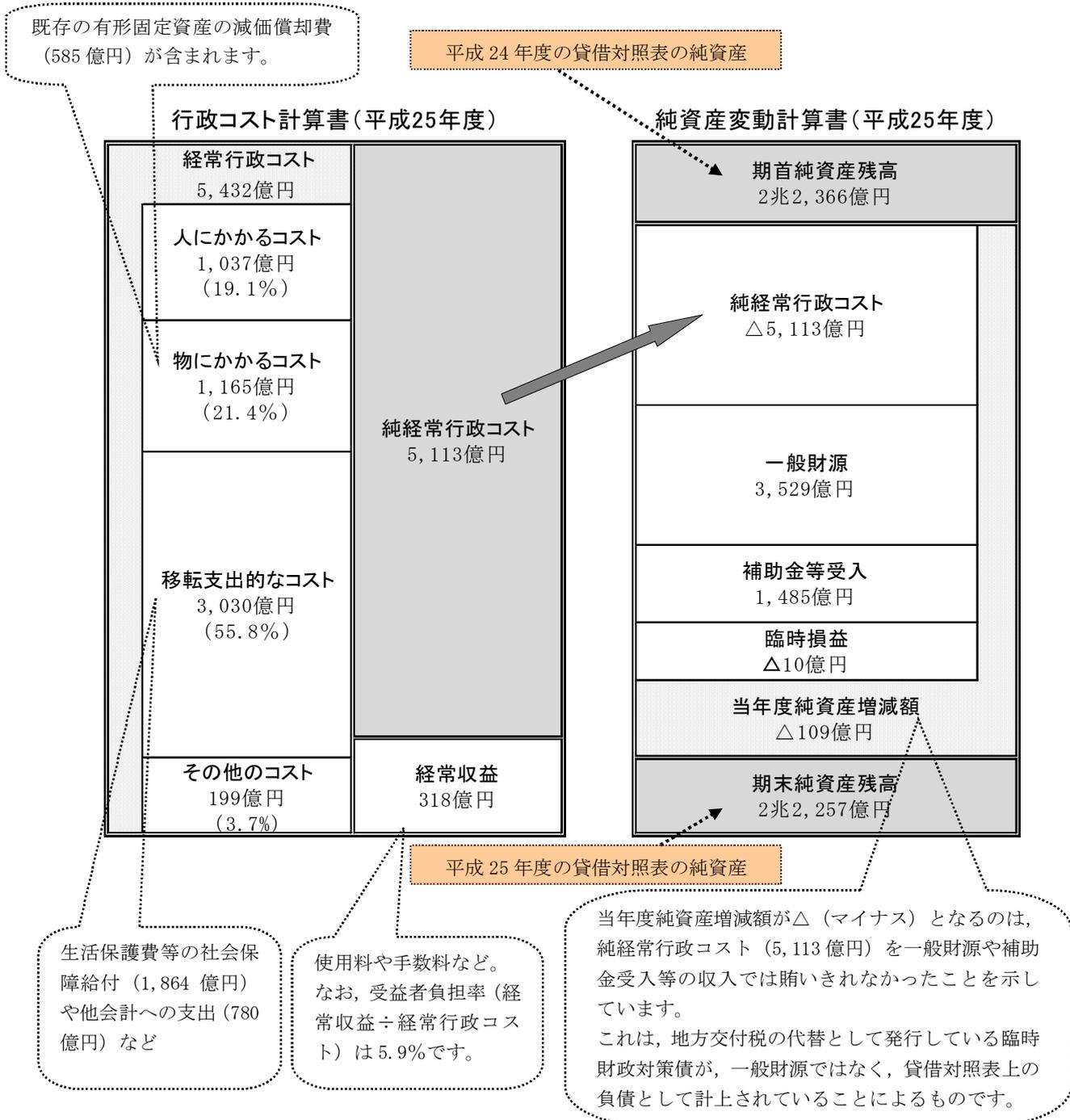


※ 資産額は、臨財債、臨財債を除く負債及び純資産の合計です。

※ 臨財債の額は、京都市の調査によるものです。

(2) 行政コスト計算書及び純資産変動計算書

行政コスト計算書は、資産形成を伴わない、経常的な行政活動に伴うコストを表す財務書類です。純資産変動計算書とは、純資産額の変動状況を表す財務書類です。

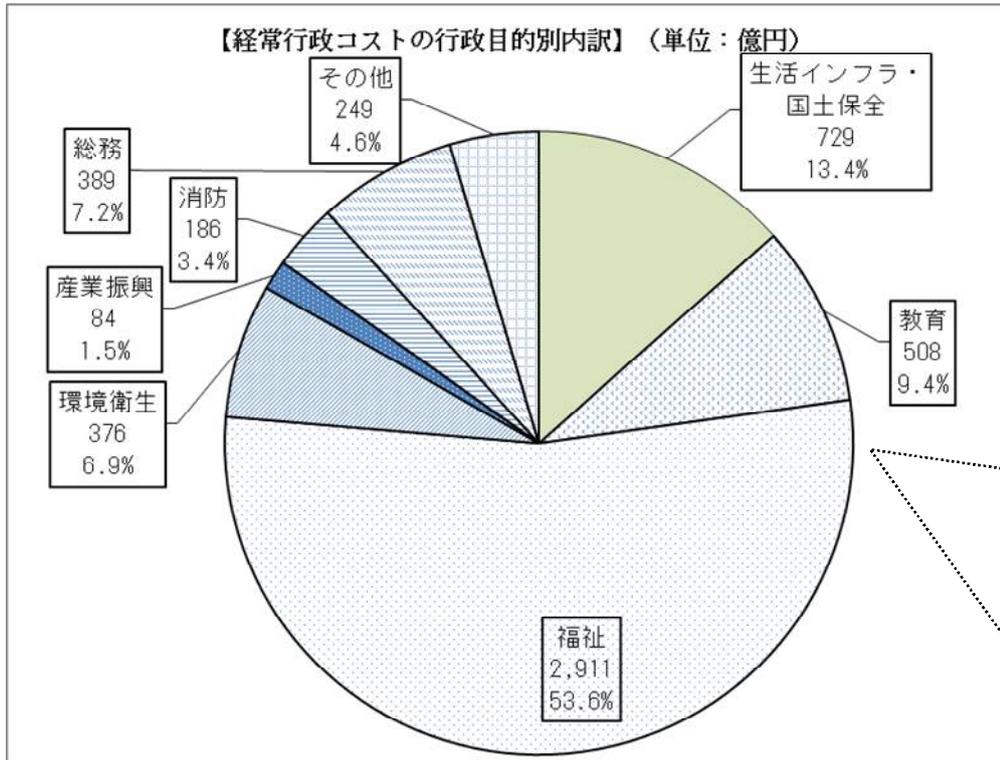


< 行政コスト計算書と純資産変動計算書 >

地方自治体収入の大部分を占める地方税等の一般財源や補助金受入は、行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書において計算・記録されます。

したがって、純経常行政コストをどのような財源で賄ったかを把握するためには、純資産変動計算書を参照することが必要です。

○ 経常行政コストについて



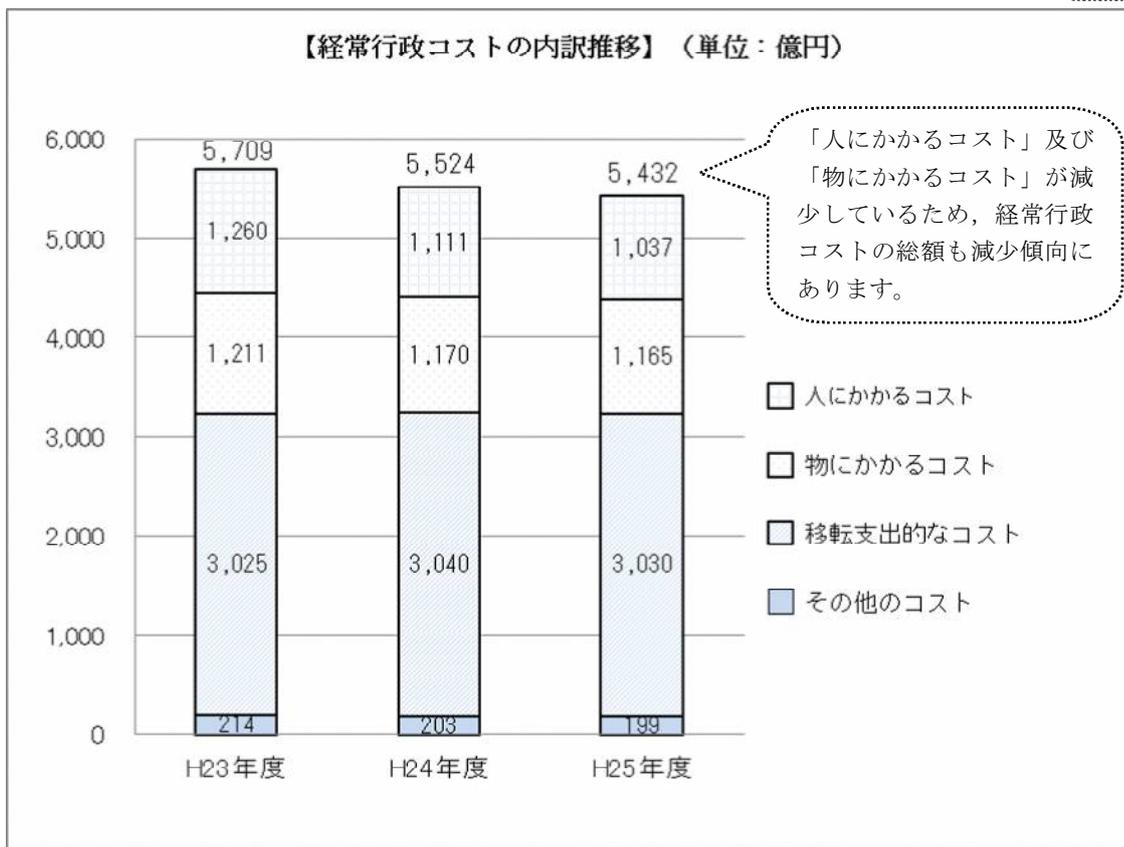
前ページでは、経常行政コストを「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」など性質別に分類しました。

左の円グラフは、同じ経常行政コストを行政目的別に分類したものです。

社会福祉給付等の「福祉」が経常行政コストの半分以上を占めていることが分かります。

【参考】

「福祉」の金額の推移
 平成 24 年度：2,893 億円
 平成 23 年度：2,688 億円



○ 市民一人当たりの行政コスト計算書

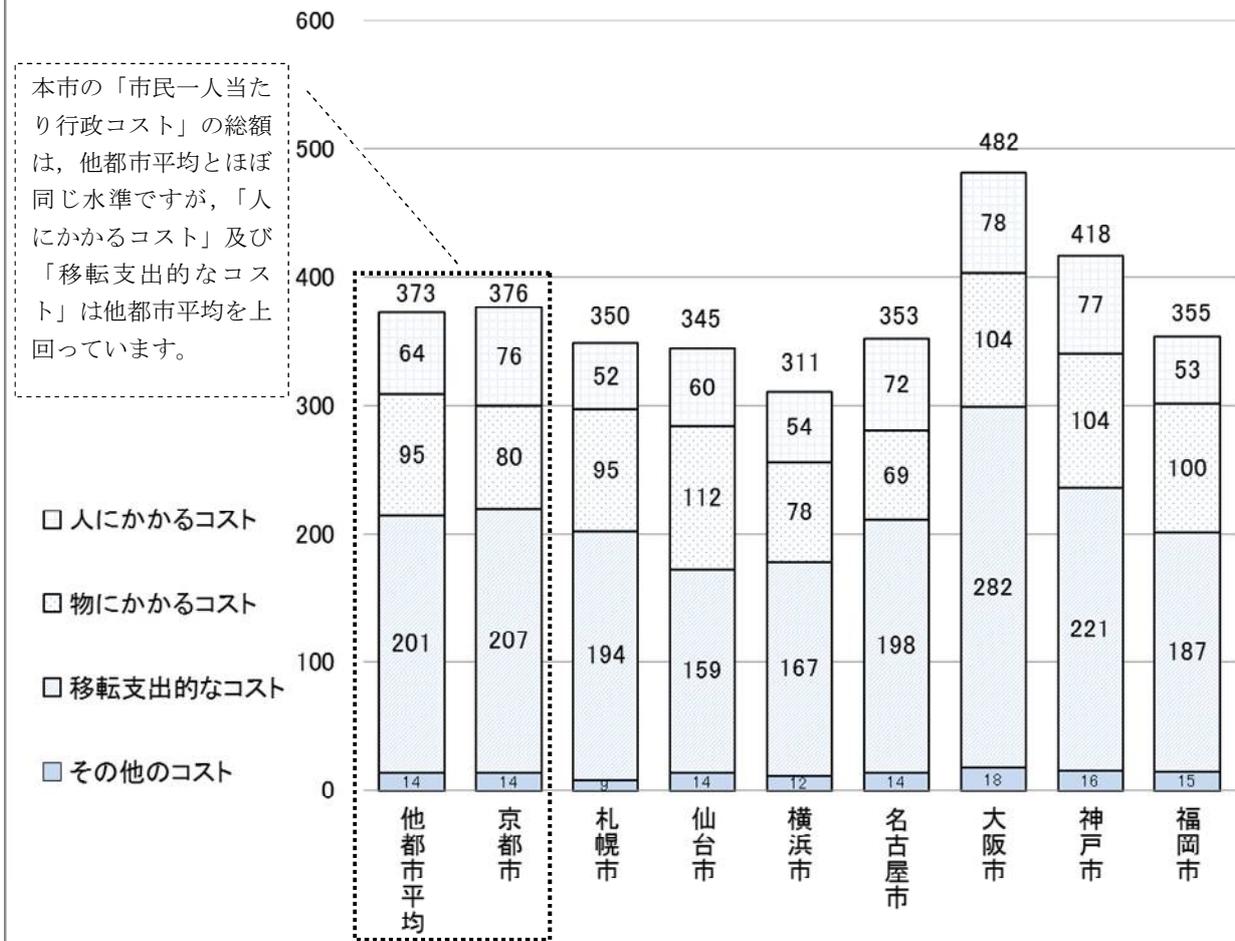
市民一人当たりの行政コスト計算書は、行政コスト計算書の各項目を推計人口で除して算出しています。市民一人当たりの行政コスト計算書を用いることで、人口規模が異なる自治体間で、行政コストの大きさや内容を比較することができます。

市民一人当たりの行政コスト計算書(平成25年度)

人にかかるコスト 71千円	純経常行政コスト 348千円
物にかかるコスト 79千円	
移転支出的なコスト 206千円	経常収益 22千円
その他のコスト 14千円	

(平成26年4月1日時点の京都市推計人口:1,467,219人を用いて算出)

【市民一人当たり行政コストの他都市比較(平成24年度決算)】
(単位:千円)



※ 作成方式や人口規模を考慮し、本市と同じ「総務省方式改訂モデル」を採用している、人口100万人以上の政令指定都市で比較しています。

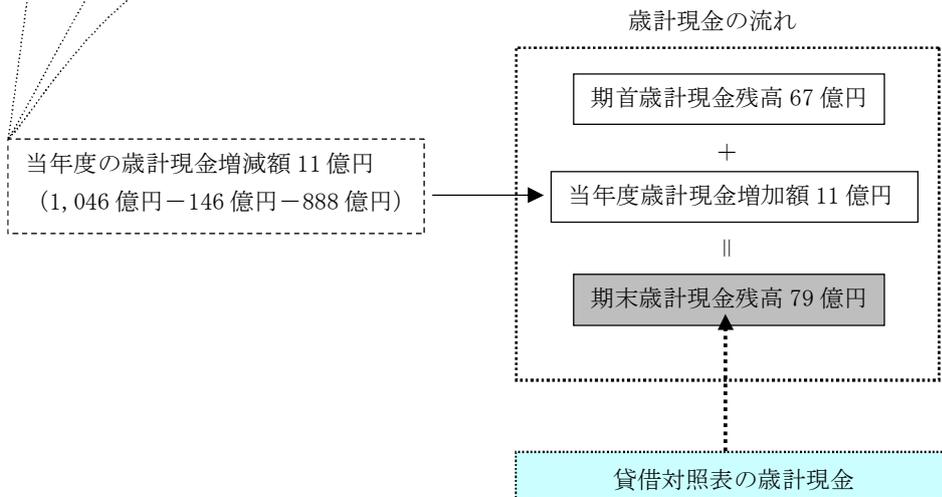
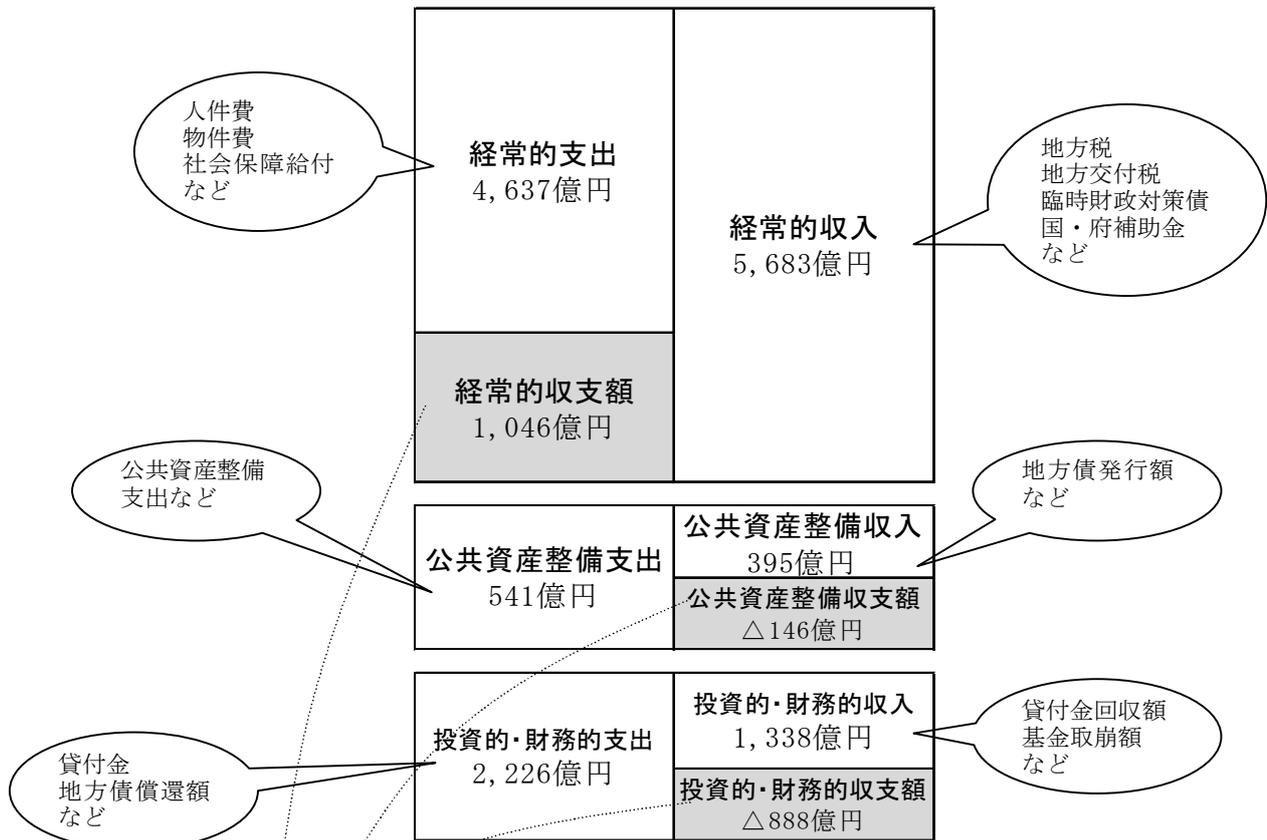
なお、現時点では、平成25年度決算に基づく財務書類を公表していない都市もあるため、平成24年度決算で比較しています。

(3) 資金収支計算書

資金収支計算書とは、現金収入と現金支出を「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」に分けて表示した財務書類です。

地方自治体における現金の出入りを表しており、市債の発行による収入や償還のための支出等が含まれます。

資金収支計算書(平成25年度)



※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。